

平和

牧之原市が「核兵器のない世界を目指す平和都市」であることを宣言

問い合わせ 秘書広報室 西川 ☎(23) 0052

次の世代が安心して暮らせる世界を築くため、核兵器の廃絶と世界平和の確立を目指します。

制定までの取り組み

平成20年11月に「牧之原市『核兵器廃絶平和都市宣言』の制定を求める請願」が、8千人以上の署名とともに提出され、同年の市議会12月定例会で採択されました。

これを受け、平成21年度に「核兵器廃絶平和都市宣言の制定に関する懇談会準備会」、22年度に「牧之原市核兵器廃絶平和都市宣言の制定に関する懇談会」を開催して、

市民と共に宣言について検討を重ねてきました。

また、ことし10月12日から11月8日まで意見公募手続き（パブリックコメント）を実施し、広く市民の意向把握に努めました。

その上で宣言文案を作成し、平成22年市議会12月定例会で議決されました。

今後の取り組み

宣言を契機として、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現に対する意識や気運の高まりを推進していきます。



鈴木勇次さん（勝間田区）
 牧之原市核兵器廃絶平和都市宣言の制定に関する懇談会 会長

核兵器のない平和な世界を実現するためには、あらゆる思想や理念を超えて、全ての市民が取り組む必要があります。

懇談会では、お互いの立場や考えを尊重しながら、さまざまな議論が交わされ、委員全員の思いが反映された平和都市宣言となりました。

宣言をきっかけとして、将来を担う子どもたちが、安心して暮らせる平和な世界が実現することを心から願っています。

牧之原市核兵器のない世界を目指す平和都市宣言

核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を実現することは、牧之原市民すべての願いであり、人類共通の悲願です。

しかし、第二次世界大戦後未だに、世界の各地で紛争が絶えることはなく、大量の核兵器の存在と新たな核兵器拡散の動きは、世界の平和と人類の生存に大きな脅威と不安を与えています。

このような中、私たちは、世界唯一の核被爆国として広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないために、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さを全世界の人々に訴え、語り続けていかなければなりません。

私たちは、牧之原台地や駿河湾に抱かれた美しい郷土を守り、次の世代が安心して暮らせる世界を築くため、核兵器の廃絶と世界平和の確立を強く希求し、ここに牧之原市が「核兵器のない世界を目指す平和都市」であることを宣言します。

平成22年12月20日

牧之原市

耐震

3月3日から3月31日までの期間限定
 耐震補強工事に30万円の補助金が上乗せされます

問い合わせ 都市住宅室 八木 ☎(53) 2633

市では、昭和56年5月以前の木造住宅の耐震工事を対象として、一般世帯に45万円、高齢者世帯など（65歳以上の人のみの世帯と障がい者が同居する世帯）に55万円の補助をしています。

国の平成22年度補正予算が11月26日に成立したことを受け、これに30万円の補助（国庫補助金）が上乗せされることになりました。

東海地震の第3次被害想定では、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅で多くの被害が予測されています。また、幹線道路沿いの建物の倒壊は救助や消防、物資を搬入する緊急車両の通行の妨げとなります。

地震の被害から自分や家族を守る

耐震補強工事までの流れ

専門家の無料診断（2～3週間）
 市が派遣する専門家による無料診断を受ける（都市住宅室へ直接または電話で申し込む）

補強計画の作成（2～3週間）
 補強箇所や工事費を検討し、補強設計書を作成（市の補助金あり）

耐震補強工事補助金の交付申請（1週間）
 申請書に記入し都市住宅室へ提出

耐震補強工事補助金の交付決定（1週間）

耐震補強工事
 補強計画に基づき耐震補強工事を実施

工事実施 補助金交付決定後
 申請先 都市住宅室 八木

るために、この機会に耐震工事を実施してください。

対象▼昭和56年5月以前の耐震工事未実施の木造住宅▼申請前に専門家の無料診断と補強計画の作成が済んでいる住宅（耐震補強工事までの流れ）を参照

申請方法 都市住宅室にある申請書に必要事項を記入の上、直接提出。

申請期日 3月3日（日）～3月31日（日）

*4月1日以降の受付分については、通常の補助になるため、30万円の補助金を受けることはできません。

自治

シリーズ自治基本条例
 第8回 皆さんの意見を反映しました

問い合わせ 協働推進室 瀧井 ☎(23) 0053

本市自治基本条例は、市民と市役所が一緒に作ってきました。昨年8月から9月にかけて、条例草案をホームページに掲載したり、組・班回覧などをしてたりして意見を募集しました。その他、市議会への報告や自治会役員および市職員への説明会を何度も実施する中で、多くの貴重な意見を聞くことができました。

これらの意見を取り入れ、市内各種団体代表者などで構成される「自治基本条例を創る会」で検討。その結果、現在の条例案では次のような点が修正されています。

市民の定義

試案では、「市内に通勤・通学する人」や「市内で活動する人と団体」なども含めて市民と定めていましたが、「市内に住んでいる人および市内にある事業所、事務所」というように修正。その上で、さまざまな分野から本市に関心のある市外に住む人の知恵や意見を有意義に活用することを別の条項で定めています。

市民の権利

市民は市政に参加する権利を

持っています。市民の自主性をさらに尊重するために、「市民のまちづくり活動は、市の不当な関与を受けない」、「まちづくり活動への参加・不参加を理由として差別的な扱いを受けない」ことを追加しました。

市民の役割

「今以上に市民の負担が増えてしまうのか」という誤解を招かないように、「市民はまちづくりに要する負担を自主的に分任しなければなりません」の表現を削除しました。

市民投票制度

市民自治によるまちづくりの視点から、「市民投票」を市政への市民参加を推進する方法の一つとして位置付けをし、追加しました。ただし、市民投票を実施する場合には、別に条例を定める必要があります。

この他、この条例の実効性を確保するための「自治基本条例推進会議の設置」を追加するなど、条例案の市議会への上程に向けての作業が大詰めを迎えています。